貸渡約款 (2018年11月施行)

第1章 総則 第1条(約款の適用) 当社はこの約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下、「レンタカー」という)を借受 人に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。なお、この約款に定めのない 事項については、法令または一般の慣習によるものとします。 2 当社は、ごの約款の題は、法令、行政通路よよび一般の慣習に反しない範囲で特約に応 ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2条(行約10m平込) 借受人は、レンタカーを借受けるにあたって、この約款および当社所定の料金表等に同意の うえ、当社所定の方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間 返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件(以下「借受条 件」という)を明示して予約の申込を

第3条(予約の変更) 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受け なければならないものとします。

第4条 (予約の取消等) 借受人は、当社の承諾を得て予約を取消すことができます。 2 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタ 力ー資源契約」という)が締結されなかったときは、予約が取消されたものとします。 3 借受人の部金により、予約をはいなかったときは、予約が取消されたものとします。 3 借受人の部金により、予約をはいいません。

第5条(代替レンタカー) 当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーの貸渡しができないときは、借受 人に対し、予約と異なる車種クラスのレンタカー(以下「代替レンタカー」という)の貸渡 レを申し入れることができるのとします。 2 借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車グラスを除き予約時と同一の借受 を作って体表し

2 簡マ人の則場の甲人れを承結したときは、当社は単種クラムを除き予約時と同一の借受 条件で代替シンタカーを貸募ものとします。この場合借受人は、代替レンタカーと予約の あった条件のレンタカーのうち、いずれか貸業料金の低い方の料金を支払うものとします。 3 借受人が第1項の代替シンタカーの貸貨しの甲入れを拒絶した場合は、予約は取消され るものとします。この場合において、貸渡しすることができない原因が当社の費に帰すべき 事由によるときは、第4条第3項に準じて収扱い、当社の費に帰さない事由によるときは、 第4条第5項に準じて収扱うものとします。

第6条(免費) 当社および借受人は、予約が取消され、または貸渡契約が締結されなかったことについては、 第4条および第5条に定める場合を除き、相互に何ら請求をしないものとします。

那 / 承 (すか)来務の代行/ 信受人は、当社に代わって予約業務を取扱う予約センター、旅行代理店、提携会社等(以下 「代行業者」という)において予約の申込をすることができます。 2 代行業者に対して前項の申込を行ったときは、借受人はその代行業者に対して予約の変 更または取消を申込むことができるものとします。

第3章 貸渡 第8条 (貸渡契約の締結) 価受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条 件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし貸渡すことができるレンタカーが ない場合、または借受人もしくは運転者が第9条第1項または第2項各号のいずれかに該当 する場合を続きます。

パッロではらます。 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第 11 項第 1 項に定める貸渡料金を支払うも

9 ○畑ロビ州にのよう。
2 質選契別特解語した場合、借受人は当社に第11項第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。
3 当社は、監督官庁のレンタカーに関する基本適連に基づき、貸渡簿(貸渡原票)および第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類および運転免許証の番号を記載しまたは運転分配の乗取会許証の見しを添付する機飲があるため、資渡契約の解結にあたり、假受人に対し、借受人または借受人の指定する運転者(以下「運転者」というの運転免許証の提示を求め、当社が必要と認めて場合はその日の提出を求めます。この場を発売の投票を求め、当社が必要と認めて場合は表の場では、日さが当時制を対している。

会、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。紫智管庁の基本適差(自然定計28号)平成7年6月13日)の2((10)(11)をいいます。※運転免許証とは、道路交通法第9名条は規定される運転を許証のうち、連絡でが通過を指すり条別記様では第14の書式の運転免許証をいます。まず道路交通・法第107条のこは規定する国際運転免許証とは、国施支持証とは、国施支持証は、運転免許証の後の通、注第107条のこは規定する国際運転免許証とは、国施支持証との連り表別では、対して規定する国際運転会計証とは、国施支持証と、運転免許証の他の本人の自元が確認ができる書類の提示を求め、および提出された書類のでしたることがありまります。

5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人または運転者に携帯電話番号等の告知を求めるものとします。

3 自位は、現場を終りの締結にあたり、恒文人まだらは建筑者に携帯電船台→寺の合知を求めるものとします。 6 当社は、資源契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカードあるいは現金による支払を求め、またはその他の支払方法を指定することがあります。

第9条(貸渡契約の締結の拒絶) 借受人または運転者が次の各号のいずれか該当する場合は、貸渡契約を締結することができ

Nものとします。)貸渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。

乗載タッシアの3 少量和で必要を基本します。 酒気を帯びていると認められるとき。 麻薬、貸せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。 チャイルドシートがないにもかかわらず、6才未満の幼児を同業させるとき。 暴力団、暴力団関係団体の構成員もしくは関係者、またはその他の反社会的組織に属

(5) 暴力回、暴力回帰係回体の構成員もしくは関係者、またはその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
2 借受人または運転者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は貨渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
(1) 売約に除して定めた運転者と賃渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
(2) 過去の賃渡しにおいて、賃渡料金の支払を滞納した事実があるとき。
(3) 過去の賃渡しにおいて、賃渡料金の支払を滞納した事実があるととき。
(3) 過去の賃渡しに他のレンタカ・事業者による賃貸しを含む)において、第18条第5項の費用の未払い発生したとき、または第23条第1項に関げる行為があったとき。
(5) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款または保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
(6) その他当社が不適当と認めたとき。
(6) その他当社が不適と認めたとき。
(5) 通去の貸渡しにおいて、貸渡約款または保険約款違反により自動車保険が適用されなかるたとき。
(6) その他当社が不適当と認めたとき。
第1第2項の場合、当社と借受人との間に関に予約が成立していたときは、借受人の都合による予約の取消しがあったものとして取扱い、借受人は第4条第3項に準じて予約取消手数料を支払うものとし、当社は受債済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第10条(貸渡契約の成立等) 貸渡契約とは、借受人が貸渡契約書に署名し、当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカー(何属品を含む。以下同じ)を引渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料命の一部に充当されるものとします。 2 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時および借受場所で行うものとします。

第11条 (貸渡料金) 賃渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額または計算根拠を料 金表に明示します。(1) 基本料金 (2) 免責補債料 (3) 特別装備料 (4) ワンウェイ料 金 (5) 燃料代 (6) 配車取引料 (7) その他の料金 2 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、地方運輸局運輸支局長 (兵庫県において は神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県においては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下同じ に届け出て実施している料金によるものとします。 3 第2条による予約を売了した後に、当社が貸渡料金を改定したときは、予約時と貸渡時 のいずれか低い方の貸渡料金を適用するものとします。

第12条 (借受条件の変更) 借受人は、資道契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらか じめ当社の承諾を受けなければならないものとします。ただし借受条件の変更によって貸渡 業務に支衛が生ずるときは、当社はその変更を承諾しないことがあります。

第13条(点検整備および確認) 当社は、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)および第48条(定期点検整備)に

2 恒次人またい地電気音は、即項の原保整備が実施されていることのよび別い定める原保系 に基づ、電解 外観および作園品を検査し、レンタカーに整備不良がないことおよび借受条件を満たしてい ることを確認するものとします。 3 当社は前項の確認によって整備不良が発見されたときは、直ちに必要な整備等を実施す もものとします。

第 14条(貨渡証の交付、携行等) 当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた内容を記載した所 定の貸渡証を借受人または運転者に交付するものとします。

借受人または運転者は、レンタカーの使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携行 ければならないものとします。 借受人または運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するも

のとします。 のとします。 4 個受人または運転者は、レンタカーを返還するときに、貸渡証を当社に返還するもの とします。

那 4 軍 (安用 第 15条(借受人の管理責任) 借受人または運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下 「使用中」という)、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するもの とします。

第16条(日常点検整備) 借受人または運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施し、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第17条 (禁止行為) 借受人または運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。 (1) 当社の承認および道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運 送事業またはてれに類する自動に使用すること。 (2) レンタカーを所定の用途以外に使用しまたは第8条第3項の貸渡証に記載された運転 若以外の者に選載させること。 (3) レンタカーを転貸し、または他に担保の用に供する等の当社の権利を侵害することと なる一切の行為をすること。 (4) レンタカーの自動車登録番号標または東雨番号標を偽造もしくは変造し、またはレン タナーをお述まし、はませまり、単本の単体を加重すること

(4) レノタカーの自動車登録番号標末には単阿番号標を构造もしくは交直し、またはレノタカーを改造しくは改装する等その原状を変更すること。
 (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テストもしくは競技に使用しまたは他事の牽引もしくは後押した時間すること。
 (6) 法令または公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
 (7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
 (8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
 (9) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為。

第18条(違法駐車の場合の措置等) 借受人または運転者は、レンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、 直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係 る反則金等および違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を納付するもの

とします。
2 当社は、警察からレンタカーの放電駐車違反の連絡を受けたときは、借受人または運 転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、または引き取り、レンタカーの借受期間 満了時または当社の指示する時までに管轄警察署に出頭して違反を処理するよう指示する ものとし、借受人または運動者はされて従うものとします。なお当社は、レンタカーが警 察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場

合があります。

3 当社は前頭の指示を行ったときは、借受人または運転者に対して、違反処理の状況を 交通反則倍加毒または納付書、領収証書等により確認するものとします。違反処理が確認 できない場合には、処理されまで「借受人または運転者に対して前頭の指示を行うものと します。また当社は借受人または運転者に対して、放置駐車違反をした事実および警察署 等に関し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書(以下 「自認書」という)に自ら署名することを求め、借受人まだは運転者はこれに促うものとし

定がる放極強性がある。 当社が別に定める額の駐車運気を、次項において「駐車連及金」といいます。を申し受けることができるものとします。

・前項に基づ者冊受しまたは運転者が駐車連反金を当社に支払った後、冊受人または運転者が駐車連反に係る反則金を納付しまたは公訴を提起されたこと等により、放置進反金納付命令が取り消され、当社が放置進反金の選付を受けたときは、当社にすでに支払を受けた駐車違反関係費用のうち、放置進反金相当額のみを冊受人または運転者に返還するものとします。

第19条(区域員任) 借受人または運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社 に返還するものとします。 2 借受人または運転者が前項に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するも

3 借受人または運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができないときは直ちに当社に連絡をし、当社の指示に従うものとします。この場合、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。

アメンス (ASMENTO/MEMOR) 借受人または重新者は、当社立会いのもとにレンタカーおよび備品を返還するものとします。この場合、通常の使用による劣化、摩耗した箇所等を除き、引渡しの時の状態で返還するものとします。

するものとします。
2 僧受人または藁転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に僧受人または 運転者または同乗者の遭留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカ ーの返還後は、遺留品の保管について一切の責を負わないものとします。
3 僧受人は、未精算の資源料金等がある場合は、レンタカー返還時までにその精算を完 了しなければならないものとします。

第21条(借受期間変更時の資達料金) 借受人または運転者は、第12条により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に 対する資源料金を支払うものとします。 2 借受人または運転者は、第12条による当社の承諾を受けることなく借受期間を延長し た後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の2倍額の違 約料を支払うものとします。

第22条(返達物が付か) 借受人または運転者は、第12条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更

旧なべるためまからは、新12 本ペンターの かりかり できながらなった。 からない によって必要される回送のための費用を負担するものとします。 2 借受人または連転者は、第12 条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、返還場所変更違約料として回送費用の2倍額を支払うものとします。

第23条(返還されなかった場合の措置) 当社は、借受人または運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず所定の返還場所にレンタカーを返避せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、または借受人の所在が不明となる理由により不返還になったと認められたときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるものとします。 2 前項の場合、当社はレンタカーの所在を確認するため、借受人または運転者の家族、

当社はレンタカーの所在を確認するため、借受人または運転者の家族 D関係者への聞取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な

釈成、 動勢元争の関係者への関戦り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。 3 第 1項に該当することとなった場合、借受人または運転者は、第 28 条の定めにより当 社に与えた措践さいつて陪信する責任を負うはか、レンタカーの回収および借受人または 運転者の探索に要した一切の費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、恣難等

第0条 (以降: 季収、益無等 第24条 (故障発見時の措置) 借受人または運転者は、使用中にレンタカーの異常または故障を発見したときは、直ちに 運転を中止し、当社または、当社指定連絡先に報告し、その指示に従うものとします。

第 25 条(事故発生時の措置)

ペンペ、(新以れエロップ行画) 借受人または運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を 中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるも のとします。

します。 南ちに事故の状況等を当社または、当社指定連絡先に報告し、その指示に従うこと。 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社 は当れの指定する工場で行うごき 事故に関し当社および当社が契約している保険会社の調査に協力し、必要な書類等を ★/ Yeu→ X

遅滞なく提出すること。 (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受ける

__。 2 借受人または運転者は、前項の措置をとるほか自らの責任において事故の処理、解決 を行うものとします を行うものとします。 3 当社は、借受人または運転者のための事故の処理について助言を行うものとし、その 解決に協力するものとします。

第 26 条 (恣難発生時の措置)

借受人または運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他被害を受けたと きは、次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに最寄の警察に通報すること。 (2) 直ちに被害状況を当社に報告し、当社または、当社指定連絡先に報告し、その指

示に従うこと。 (3)盗難その他の被害に関し当社および当社が契約している保険会社の調査に協力し、 必要な書類等を遅滞なく提出すること。

第 27条 (使用不能による貸渡契約の終了) 使用中において故障、事故、盗難をの他の事由 (以下「故障等」という) によりレンタ カーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。 2 借受人または運転者は、前項の場合、レンタカーの引取りおよび修理等に要する費 用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、 故障等が労渡し前に存した瑕疵による場合は、借受人は当社から代替レンタカーの 提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、 第5条第2項に準じます。 4 個号 A が順面の件制レンタカーの提供条件はないときは、当社は学領済の貸済料金

♪朱弟2º頃に楽じます。 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金 ≧額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様

・正明企場でいていた。 します。 にはずきが借受人、運転者および当社のいずれかの責にも帰すべからざる事由に。 にた場合は、当社は、受領済みの資渡料金から、資渡から資渡契約の終了までの見 対応する資波料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。 ・借受人おび取転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなか。 とにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もでき ものとします。

第7章 賠償および補償 第28条 (賠償および禁補債) 備受入または運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者または当社に損害を与え たときは、借受入または運転者が長の損害を賠償するものとします。ただし、当社の責 に帰すべき事由による場合を除きます。 立 前項の当地の損害のうち、事故、盗難、借受人または運転者の責に帰すべき事由に よる故障、レンタカーの汚損、臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないこと による損害については料金乗等に定めるノンオペレーションチャージによるものとし、 借受人または運転者は直ちにこれを支払うものとします。

第29条(保険および補償)

那 27条 (保険およい備例) 信受人または運転者が第 28 条第 1 項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーにつ いて締結した損害保険契約および当社が定める補償制度により、次の限度内の保険金が 支払われます。ただし、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は支払わ

万円)
(4) 人身損害補償 1名につき3,000万円まで
2 警察および当社に届出のない事故、その他借受人または運転者がこの約款に違反したときは、前項に定める保険金は支払われません。
3 保険金か支払われない損害および第1項の定めにより支払われる保険金額を超える損害については、借受人または運転者の負担とします。
4 借受人または運転者の負担すべき損害金を当社が支払ったときは、借受人または運転者が負担すべき損害金を当社が支払ったときは、借受人または運転者は、直ちに当社に弁済するものとします。
5 第1項に定める保険金の免責金額に相当する損害については、借受人あらかじめ生社に免責権傾斜を支払ったときは、自損事故の場合の車両免責額を除き、当社の負担とします。あらかじめ免責補價料の支払いがないときは借受人または運転者の負担とします。あらかじめ免責補價料の支払いがないときは借受人または運転者の負担とします。あらかじめ免責補價料の支払いがないときは借受人または運転者の負担とします。あらかじめ免責補價料の支払いがないときは借受人または運転者の負担とします。

」。 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含みます。

第8章 貸渡契約の解除

第8章 資理契約の解除 第30条 (貨速契約の解除) 当社は、借受人または運転者が使用中にこの約款に違反したとき、または第9条第1項、 同第2項各号のいずれいた該当することとなったときは、何らの適知、催告を要せずに 資渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還することができるものとします。この場合、 当社は受領済の資速料金を借受人に返還しないものとします。

第31条 (中途解約) 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て賃渡契約を解約することができるもの とします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対 応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。 2 借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとし ます。中途解射手数料= (賃渡契約期間に対応する基本料金) 一賃渡しから返還までの期間に対応する基本料金)} 50%

第9章 個人情報 第32条 (個人情報の利用目的) 当社が借受人または連転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。 (1) 道路運送法第 80条第1項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、 貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件をして義務付けられている事項

ゴッるため。 貸渡契約の締結に際し、借受申込者または運転者に関し、本人確認および審査を

行つため。
(3) 個受人または運転者に対し、当社が取り扱う商品、サービスあるいは各種イベント、キャンペーンなどの開催について宣伝広告物の送付、電話、電子メールの送信等の方法により案内するため。商品、サービスの開発、または顧客満足度向上策等の検討を目的として、借号しまたけ運転来とい対してソケート、理画本本中はキャナ・ビ

(47) 当社の水グ水、月回は、ソースの川市に、87(16時代)が足を持ち上来ですのできて自りとして、借受人または運転者に対しアンケート調査を実施するため。 (5) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計 データを作成するため、第1項各号に定めていない目的で借受人または運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第 33条 (個人情報の登録および利用の同意) 借受人または運転者は、当社が第 32条の 利用目的で個人情報を利用することに同意するものとします。 2 借受人または運転者は、利用事項、用途、借受開始日時等の、レンタカーの借受に 関する情報および借金少または運転者の氏名、住所等の個人情報を以下の提供先へ提供 することに同意するものとします。 3 借受人または運転者は、自己に関する個人情報の開示を請求ができるものとし、当社が保有する個人情報が万不正確または誤りであることが判明した場合には、速やか に訂正または削除に応じるものとします。

第 10 章 雑則 第 34条(相 殺) 当社は、この約款に基づく借受人または運転者に対する金銭債務があるときは、借受人 または運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第36条(遅延損害金)

借受人は、この約款に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとしま

ສ 30 乘(呼延興者並) 借受人または運転者および当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、 相手方に対し年利 146%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第37条(細則) 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同 等の効力を有するものとします。 2 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発 行するパンフレット、ホームページにこれを記載するものとします。これを変更した場 合も同様とします。

第38条(合意管轄裁判所) この約款に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店、支店または営業店舗の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

|附則 (実施時期) この約款は、2018年 11 月 11 日から実施します。